

民主化に対する中国中央の態度 —香港の民主化運動を例に—

倉田 徹

はじめに.....	2
1. 香港の民主化問題	3
2. 民主化要求と中央政府の対応—2003年7月1日デモから全人代常務委の決定まで ...	5
(1) 7月1日デモの発生：静観期.....	5
(2) 董建華支持の明確化：経済支援期	7
(3) 民主化要求の牽制：介入期	9
(4) 2007年・2008年普通選挙の否定：決定期	11
3. 普通選挙を認めない理由—中央関係者の発言から	15
(1) 安定優先論	15
(2) 奪権闘争論	17
(3) 外国介入論	18
(4) 香港独立論	20
(5) 大陸波及論	22
4. 中央の限界	24
おわりに.....	26

はじめに

2002年11月、中国共産党第16期党大会において、胡錦濤が江沢民に代わり総書記に選出された。翌2003年3月の第10期全人代第1回会議では、江沢民に代わる国家主席に胡錦濤が、朱鎔基の後任総理に温家宝が選出されるなど、いわゆる第四世代の胡錦濤体制が発足した。胡錦濤新政権に対しては、中国内外から政治体制改革への期待が寄せられた。胡錦濤政権は、「親民路線」と称される、ソフトな印象を国内外に示したため、政治的抑圧の緩和・民主化に対する期待はそれに伴い膨らんだ。

その胡錦濤政権が初めて直面した、「具体的な」民主化の命題は、香港特別行政区の行政長官および立法会議員の選挙方法の民主化であった。香港では2003年7月1日、50万人規模とも言われる大規模なデモが発生し、以来民主化要求が活発化した。中国中央は、2007年の行政長官選挙と、2008年の立法会議員選挙を前に、両選挙の民主化をどの程度認めるか、民主派の要求する両選挙の普通選挙化を認めるか否か、決定する必要がある。香港の民主化問題は、期限付きの急務、かつ選挙方法の詳細を決定するという具体的な課題であり、そのため、「民主化」というイシューに対する、中央の態度を見る上での試金石であったといえる。

結論から言えば、中央は、香港の民主化要求に対して、保守的な決定を下した。香港内部で具体的な選挙方法の検討を香港政府が開始するのに先立って、全人代常務委は2004年4月、2007年に予定されている第3期行政長官選挙では普通選挙を行わず、2008年の第4期立法会議員選挙においては普通選挙と制限選挙の選出議席数を同数に維持すると決定し、香港内部の普通選挙要求を封じた。

中央は、なぜ香港の普通選挙を認めることができないのか。その理由を、中央の行動と、中央関係者の発言を主要なヒントに探るのが本稿の目的である。それによって、胡錦濤政権が民主化問題をどのように捉えているのかを分析したい。まず、香港の民主化問題の概要を説明し、次に、2003年7月の香港での大規模デモを発端とした民主化要求の盛り上がり、全人代常務委の決定による中央の民主化要求へ

の回答までの経緯を振り返りたい。そして、普通選挙要求の否定に到る期間において、中央関係者がどのような発言をしてきたかを検討し、さらに、普通選挙を否定しつつも、頭ごなしに民主化を否定することもできない中央の政策決定の限界を検討して、中央の民主化に対する態度を分析したい。

1. 香港の民主化問題

香港の政治体制は、1997年の返還をまたいで、現在も選挙権の漸進的な拡大という民主化の途上にある。

香港の民主化は、返還問題が浮上した1980年代から、植民地当局である英国香港政庁の主導により開始された。1981年、香港政庁は「区議会」を設置し、1982年4月から区議会に部分的に住民の直接選挙を採用し、香港史上初の直接選挙が行われた。1985年には、香港の議会に相当する立法評議会にも初めて間接選挙が導入され、1991年には立法評議会でも初めて直接選挙が部分的に導入された。

表1 香港立法機関の議員選出方法の変遷

	立法評議会					臨時 立法会	立法会			
	1984	1985	1988	1991	1995	1997	1998	2000	2004	2008
総督	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
※官職議員	16	10	10	3	—	—	—	—	—	—
総督の委任	30	22	20	17	—	—	—	—	—	—
推選委員会選出	—	—	—	—	—	60	—	—	—	—
選挙委員会選出	—	—	—	—	10	—	10	6	—	—
職能団体選出	—	12	14	21	30	—	30	30	30	???
選挙団選出	—	12	12	—	—	—	—	—	—	—
直接選挙	—	—	—	18	20	—	20	24	30	???
合計	47	57	57	60	60	60	60	60	60	???

※官職議員とは、ある役職に就いている高官が、自動的に立法評議会に議席を得る方式。
出所：筆者作成

1980年代から1997年の返還にかけての間、英国と中国は、香港の民主化問題をめぐってしばしば対立した。英国が急進的な民主化を実施しようと試みると、中国は必ずこれを牽制した。しかし、結果として英中両国は、返還前の立法評議会における直接選挙の拡大の動きを返還後の立法会も引き継ぎ、徐々に直接選挙を拡大して行くことで合意した¹⁾。民主化の動きは、返還前と返還後を貫いて継続していたとすることができる²⁾ (表1参照)。

また、返還前は英国が派遣する総督が香港行政の長であったが、返還後は選挙によって選出される香港人の行政長官がその地位を占めることとなった。基本法付属文書1の規定に基づき、1997年就任の第1期行政長官は「臨時立法会」を選出した400名の「推選委員会」によって行われたが、2002年就任の第2期行政長官は香港内部の制限選挙によって選出された800名の選挙委員会によって選出され、有権者の拡大が見られた。

しかし、返還後の香港のミニ憲法である「香港基本法」の付属文書は、2007年に予定されている第3期行政長官選挙と、2008年の予定である第4期立法会議員選挙以降の選挙の具体的方法については、明確に規定していなかった。両選挙の方法の決定が、2003年以降特に香港内部で論争になった民主化問題であった。

選挙方法の決定の際、そのガイドラインとなる規定は2つあった。一つは、選挙方法の改正手続きを定めた、基本法付属文書の規定である。行政長官選挙については、基本法付属文書1は、「2007年以降の行政長官の選出方法をもし改正する必要がある場合、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、全国人民代表大会常務委員会に報告し、承認を得なければならない」としている。立

1) 返還前の英中間の民主化に関する交渉については、中園和仁『香港返還交渉 民主化をめぐる攻防』、国際書院、1998年が詳しい。

2) 例外的に民主化が中断したのは、返還直後の1997年7月から1998年5月まで、返還直前期のバットン総督の改革に反発した中国中央が設置した、直接選挙を一切含まない「臨時立法会」が存在していた時期である。「臨時立法会」は、全議員が香港特別行政区準備委員会によって選出された「推選委員会」の選出で選ばれた。

法会についても似たように、基本法付属文書2において、「2007年以降の香港特別行政区立法会の選出方法並びに法案・議案の表決手続きについて、本付属文書の規定を改正する必要がある場合、立法会の全議員の3分の2の多数で可決し、行政長官の同意を得、全国人民代表大会常務委員会に報告し、記録に留めなければならない」としている。いずれも、立法会・行政長官・全人代常務委の三者の同意によって、選挙方法を改正すると規定していることになる。

第二のガイドラインは、選挙方法の変更の原則をうたう基本法の条文である。基本法第45条は、「行政長官の選出方法は、香港特別行政区の実情及び順序を追って漸進するという原則に基づいて規定され、最終的には広汎な代表性のある指名委員会が民主的な手続きによって指名した後、普通選挙で選出するという目標に到る」と規定している。また、基本法第68条は、「立法会の選出方法は、香港特別行政区の実情及び順序を追って漸進するという原則に基づいて規定し、最終的には全議員が普通選挙によって選出されるという目標に達する」としている。即ち、両選挙を最終的に全面普通選挙化することは既定事項であり、そこに到るまでの民主化をどのようなペースで進めるかという進捗の問題においてのみ、意見の相違が存在するということになる。

2. 民主化要求と中央政府の対応－2003年7月1日デモから全人代常務委の決定まで

(1) 7月1日デモの発生：静観期

2007年以降の政治体制に関する問題は香港内部である程度議論はされていたが、2003年前半までの時点では、政府による諮問などの具体的な作業はまだ展開されていなかった。しかし、2003年7月1日の大規模デモの発生により、政府はこの問題に対する対応を迫られる格好となる。主催者側発表で50万人以上、警察発表で35万人が参加したと推計されているこのデモは、返還以来最大規模、香港史上においても1989年の天安門事件に関連するデモ以来のものとなった。

デモの主催者「民間人権陣線³⁾」によるスローガンは、「23条に反対、政治を民に還せ(反対廿三・還政於民)」であった。「23条」とは、当時立法会で審議の進んでいたいわゆる基本法23条立法「国家安全条例」のことである⁴⁾。当時政府は7月9日の立法会での法案成立を目指していたが、民間人権陣線は同法案が人権侵害につながる恐れを強調し、法案審議の停止を求めている。同時に、デモ当日の宣言では、民間人権陣線は返還以来の董建華行政長官を首とする政府の度重なる失政に香港人は耐えかねたと指摘し、「政治を民に還す」、即ち、民主的に政府と立法機関を選挙することを要求していた⁵⁾。このデモをきっかけに、2007年の行政長官選挙と、2008年の立法会議員選挙を、いずれも普通選挙によって行うべきであるとの運動が盛り上がった。

巨大なデモを前に、香港政府は徐々に譲歩を迫られていった。「23条立法」については、政府は9日の国家安全条例の本会議審議入りの断念を迫られた。また、デモで不人気高官の辞職が要求されたことに対し、デモの最大の標的であった董建華行政長官は辞任しなかったものの、7月16日、梁錦松財政長官と、葉劉淑儀保安局長の辞職が発表された⁶⁾。

3) 「民間人権陣線」は、「民主党」・「前線」などの民主派政治団体や、「香港人権監察」・「香港記者協会」などの40以上の民間団体によって2002年9月13日に結成された、香港の人権運動と市民社会の発展を目指す組織である。詳しくは民間人権陣線ホームページ (<http://www.civilhrfront.org/aboutus/index.htm>) を参照。

4) 同条例は、基本法第23条の、「香港特別行政区は、いかなる国家への叛逆・国家の分裂・反乱の煽動・中央人民政府の転覆及び国家機密の窃取の行為をも禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区で政治的活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と連繫することを禁止する立法を自ら行わねばならない」との規定に基づき、2002年秋以来立法作業が進められていた。

5) 「反対23 還政於民」七一大遊行宣言 (http://www.civilhrfront.org/article23/d_030701_c.htm)

6) 梁錦松財政長官は、増税前に駆け込みで自動車を購入したことが2003年春以来批判されていた。葉劉淑儀保安局長は「23条立法」の担当者であったが、反対派との間で激しい論戦を繰り広げ、強硬な発言が一部の市民の不満を招いていた。市民運動・民意の盛り上がり原因となって高官が辞職する事態は、植民地期を通じて香港政治の歴史上初めてのことであったと言える。

1989年以來の巨大なデモに対して、中央がどのような「定義」を行うかが注目された。1989年の北京の学生運動が、4月26日の『人民日報』社説で「動乱」と定義されたように、今回のデモに対しても北京が否定的な見解を表明するのではないかとの観測があったが、結局北京は明確なデモの定義を行わず、事態を「静観」していた。この間中央は、香港政府の23条立法審議入り延期の決定などを、現状追隨的に承認する以外に、外部に対する態度表明は行わなかった⁷⁾。

(2) 董建華支持の明確化：経済支援期

中央の最高指導者が最初に動きを見せたのは、7月19日からの董建華行政長官の北京訪問であった。中央は北京を訪問した董建華に対し、胡錦濤国家主席・温家宝総理・曾慶紅国家副主席・呉儀副総理ら、総勢8名の指導者が会談するという破格の待遇で、董建華に対する強い支持を示唆した。胡錦濤・温家宝は、記者の7月1日のデモや香港の政治危機に関する質問には回答しなかったが、董建華が提起した施政の改善や、経済・民生への関心を強めるという案に支持を表明した。この中央の態度は、董建華の辞職があり得ないとの情報を示唆するものとなったと言えるが、民主派やデモに対する批判を回避したことから、中央が民主化要求をどう見ているかという問題は解決されずに残った。

以来、中央は香港の民主化要求に対して正面から対応する代わりに、大規模デモの原因をアジア金融危機とSARSを主たる要因とする不景気に求め、「経済救港」と

7) もっとも、デモに対する中央の不快感は全く露呈されなかったわけではない。対外経済貿易合作部副部長の龍永図は7月14日、香港のデモについて、このような活動が多すぎると政府の統治能力に問題があると思わせ、香港のイメージを損ねると警告している(『明報』、2003年7月15日)。7月14日の中央政府系英字紙『チャイナ・ディリー』香港版は、Xiao Pingによる「特別行政区の政治体制転覆の陰謀」と題する評論を掲載した。同評論は、過去6年間、民主派は特區政府と論争を続け、董建華の提案するもの全てに反対することでその統治を邪魔してきたと指弾し、民主派の集会・デモは特別行政区の政治体制を転覆するための道具になったと論じている。但し、これらの散発的な中央関係者からの意見表明を除けば、最高指導者からの意見表明は特になされなかった。

称される一連の香港経済支援策を矢継ぎ早に繰り出した。

7月20日、北京訪問中の董建華は、温家宝総理との会談で、6月29日に署名された大陸と香港の一種の自由貿易区構想である「経済緊密化取り決め (Closer Economic Partnership Arrangement: 略称 CEPA)」の合意事項のうち、大陸側の観光・金融サービス等の一部業界の香港に対する開放を予定よりも加速・拡大することで合意したと発表した。このうち、「香港個人旅行」の許可は象徴的な意義を持った。従来、大陸住民の香港への旅行は、ビジネス・親族訪問などのほかには団体旅行しか認められていなかったが、7月28日、CEPAの取り決めに基づき、初めて東莞市・中山市・江門市・仏山市の広東省4都市の住民が香港に個人旅行を行うことが認められた。その後、8月5日には広東省政府と香港政府は8月20日から広州市・深圳市・珠海市の住民にも香港個人旅行を許可すると発表した。9月1日には、北京市・上海市の住民の個人旅行が許可された。この措置は、直前のSARS流行で壊滅的な打撃を受けていた、香港の観光業・小売業・飲食業に直接的な利益をもたらしたといわれる。

11月19日には、中央は香港の全銀行が2004年1月から預金・為替・兌換・クレジットカードの個人向け人民元業務を開始することを許可し、香港金融管理局が中国人民銀行との備忘録に署名した。董建華はこれを、中央が香港経済の復活を支持し、香港を支持する上での重要措置であると述べた⁸⁾。

このほか、香港政府は中国初の有人宇宙船「神舟5号」乗組員の楊利偉を香港に招くことを中央に提案し、結果10月31日には楊利偉および「神舟5号」本体の来港が実現した。

これら全てが中央から香港への「大きなプレゼント」と表現された。これらの「経済救港」策の効果もあって、失業率は5-7月平均の8.7%をピークに、9-11月には7.5%まで改善した。実質GDPは4-6月期に前年同期比-0.5%に落ち込んだが、7-9月期には+5.0%に復調した。

8) 『明報』、2003年11月19日。

(3) 民主化要求の牽制：介入期

中央政府の「経済救港」・董建華支持・民主化については静観という、7月1日のデモ後の方針に変化が見られるきっかけとなったのは、11月23日の区議会議員選挙であった。親中国派・親香港政府の政党とされる民建連は、史上最多の206名の候補を擁立しながら、当選は62名と惨敗した。一方民主派の核心の民主党は、立候補120名中95名が当選する大勝利をおさめた。民主派は自信を深め、楊森民主党主席は、2007年の行政長官普通選挙と2008年の立法会全面普通選挙を求めて行くと宣言した⁹⁾。

永らく香港の民主化に関して沈黙し続けていた中央は、区議会議員選挙の終了後、動きを見せ始めた。12月3日、北京を訪問した董建華に対し、胡錦濤国家主席は最近の香港情勢や、香港の政治体制改革に非常に関心を持っていると述べた。新華社は会見後に異例のプレスリリースを発し、胡錦濤の「中央は政治体制改革に高度の関心を持っている。原則的立場は明確であり、香港特区の政治体制は『基本法』の規定に基づき、香港の現実の状況に基づき、順序を追って漸進的に発展させるというものである。香港社会がこのことに幅広いコンセンサスを形成できるものと信じる」との発言を報じた¹⁰⁾。

さらに翌4日、新華社は基本法の権威でもある蕭蔚雲・許崇徳・呉建璠・夏勇の4名の北京の法学者の、香港の政治体制改革に関する発言を報じた。4名は、(1) 香港の政治体制の発展は「一国両制」の貫徹に影響するものであり、政治体制は「両制」を守る一方、「一国」を堅持しなければならない、そして「一国」という「一国両制」の前提を堅持することが重要であり、「一国」に損害を与えてはならない。(2) 政治体制は中央と香港特別行政区の関係に関わる。政治体制をうまく処理すれば、基本法が確定している中央と特区の相互関係の擁護に有利である。(3) 政治体制は香港特区の社会の安定と経済の繁栄に関係する。中央がこの点に関心を持つことは

9) 『明報』、2003年11月25日。

10) 『明報』、2003年12月4日。

非常に重要である。(4)政治体制は香港の各階層の利益と民主的参与に関わるため、政治体制の処理は香港各階層の利益を同時に鑑みる必要がある。(5)行政長官と立法会の選挙方法をどう変えるべきかを、特区内部のこととして香港人が自ら決めるべきだとの発想は間違いであると指摘した¹¹⁾。これらの発言は、香港の政治体制改革に中央が関与する明確な意思の表明であり、特に香港の民意を根拠として民主化の推進を求める民主派を牽制するものと見られた。

翌5日、法学者の一人許崇徳は、政治体制改革の手続きに入っても良いか否かについては、基本法がその必要の有無を判定しなければならないと規定しており、この判定は、中央が行うべきであると考えたと発言した。上述の通り、一般に政治体制改革の実現のためには、立法会・行政長官・全人代常務委の「三つの関門」を越えなければならないと考えられていた。これによれば、立法会・行政長官という「二つ目の関門」の段階までは、香港内部の手続きであるように受け止められる。しかし、許は基本法付属文書の「改正の必要がある場合には(如需修改)」との字句の解釈問題を提起した。即ち、「三つの関門」に入る前に、「改正の必要性の判断」という手続きがあると提起されたのである。ここに至り、中央が政治体制改革に、「第三の関門」としてのみならず、最初から関与することを希望しているとの意思が伺われ始めた。

このような中央の動きを経て、董建華行政長官は2004年1月7日の施政報告演説において、政治体制改革に関する中央の意見を知ることの重要性を説き、香港政府内に曾蔭権政務長官を長とする専門グループを設け、中央政府関係部門の意見を求めることを決定したと述べた¹²⁾。その後、国務院香港マカオ弁公室は声明を発表し、中央政府はすでに董建華に対して、特区政府が政治体制改革問題について中央政府関係部門と十分に議論した上で、関係する作業の日程を決定すること

11) 「法律專家談香港政治體制發展」(2003年12月5日付新華社ニュースレター)

12) 「政制檢討需嚴肅認真」『行政長官二零零四年施政報告』第75-78段落。

(<http://www.policyaddress.gov.hk/pa04/chi/p75.htm>)

を希望すると表明した¹³⁾。

2月8日、政治体制改革専門グループは北京入りし、徐沢国务院香港マカオ弁公室副主任・李飛全人代常務委法制工作委员会副主任などの中央関係者、および蕭蔚雲らの法律専門家などと会談した。当初、曾蔭権らはこの会談において、選挙方法の改正手続きの始め方など、技術的な問題を議論することを準備していた。しかし、この会談についての新華社ニュースレターによれば、中央関係部門の責任者は、「一国」は「二制度」の前提であり、「港人治港」は愛国者を主体とする香港人が香港を統治することであり、高度の自治は香港特別行政区が中央の権限委譲の下で行う自治である、香港特別行政区の政治体制は、香港特別行政区が中央政府に直轄される一地方政府であるという法的地位に相応するものでなければならない、行政長官・立法会議員の選出方法の検討に際しては、中央の意見を必ず聞かねばならないなどと述べたという¹⁴⁾。選挙方法などの議論はここでは行われなかった。

これをきっかけとして、香港内部の政治体制改革に関する論争は、将来の選挙制度をどうするかという問題から、「誰が愛国者なのか」という、「愛国者」の基準についての論争へと転化していった。「愛国」論争はしばらく続いたが、結局のところ、「誰が愛国者か」という問題に、明確な結論が出たとは言いがたい。しかし、3月6日、胡錦濤は董建華に対し、原則的な問題に関する最近の議論に積極的な評価を与えたと、董建華は述べている¹⁵⁾。

(4) 2007年・2008年普通選挙の否定：決定期

結局のところ、「愛国」論争は、中央が台湾総統選の結果を待つ間の、一種の「時間稼ぎ」であったのかも知れない。3月20日の台湾総統選で、中央が望まない民進

13) 「國務院港澳事務辦公室發言人7日就香港特別行政區行政長官董建華先生2004年施政報告發表了談話」(2004年1月7日付新華社ニュースレター)

14) 「中央有關部門与香港專責組商談香港政制發展問題」(2004年2月10日付新華社ニュースレター)

15) 『明報』、2004年3月7日。

党陳水扁候補の当選という結果が出ると、その後の中央の措置は極めて具体的・迅速であり、かつ完全に主導権を握った上で、2007年・2008年の普通選挙の可能性を明確に否定するものとなった。

3月26日、第10期全人代常務委第14回委員長会議が開催され、4月2日から6日にかけて、第10期全人代常務委第8回会議を開催することが決定された。そして、同会議の議題の一つとして、委員長会議の要請に基づき、香港基本法の付属文書1第7項、および付属文書2第3項、即ち、行政長官および立法会議員の選出方法の変更手続きに関する内容の解釈草案を審議すると発表された。

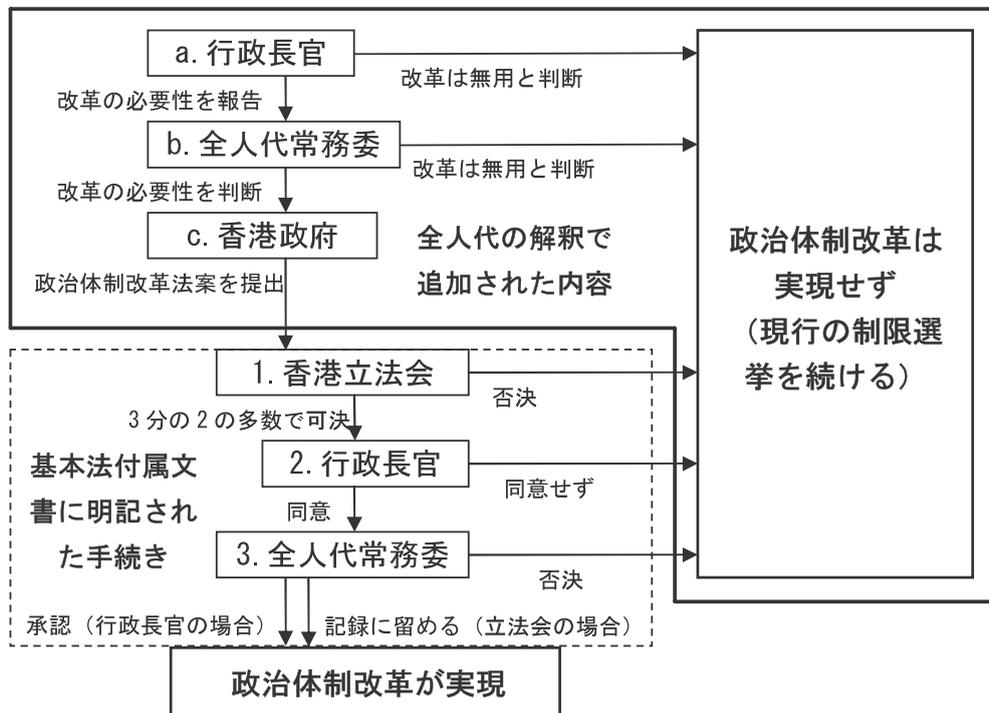
4月2日から6日までの会議を経て、全人代常務委は基本法付属文書に対する解釈内容を発表した。付属文書の主要な争点であると全人代常務委が主張する内容について、全人代常務委は以下のような解釈を行った。

- (1) 「2007年以降」は、2007年を含む。(即ち、2007年の選挙方法は、付属文書の規定に基づく変更の対象に含める)
- (2) 「改正の必要がある場合」との規定は、改正を行うこともできるし、一方改正を行わなくても構わないと言う意味である。(即ち、2007年の選挙方法を改正しなければならないと言う意味ではない)
- (3) 改正の必要があるか否かの決定に際しては、まず特別行政区行政長官から全人代常務委に報告書を提出し、次に全人代常務委が基本法の第45条(行政長官の選出に関する条文)および第68条(立法会議員の選出に関する条文)の規定に基づき、香港特別行政区の現実の状況と、順序ある漸進の原則に従って確定する。その後、行政長官の選挙方法・立法会議員の選挙方法を改正する法案は、香港政府によって立法会に提出される。
- (4) もしも選挙方法を改正しない場合、付属文書にすでに記載されている方法が採用される、(即ち、現行の方法が援用される)

(3) の解釈により、政治体制改革の実現のために必要である立法会・行政長官・全人代常務委という「三つの関門」に加え、政治体制改革のプロセスを始めるか否かという段階に、行政長官の報告と、全人代常務委の決定という2つの「制度」を

設けることとなった。(図1参照)即ち、中央関係者が繰り返し主張しているように、中央政府が政治体制改革に対し、最後の段階でのみならず、最初から関与することが規定されたと言える。

図1 全人代常務委の解釈による政治体制改革の手続き



出所：筆者作成。

法解釈により、政治体制改革の最初の手続きとして、行政長官による報告書の提出が規定されたことから、行政長官の報告書に注目が集まった。香港政府の行動は非常に迅速であった。4月15日、香港政府政治体制改革専門グループの林瑞麟政治体制局長は、董建華行政長官の報告書を北京に持参し、喬曉陽全人代常務委副秘書長に提出した。董建華は報告書の中で、2007年の行政長官選挙と、2008年の立法会議員選挙の方法は変更すべきであるが、変更に際しては、中央の意見を聴かねばならない、基本法の規定に合わせねばならない、行政主導の原則からそれではならない、普通選挙の最終目標に達する歩みは速すぎではないなどの点を考慮しなければならないとも付け加えた。

全人代常務委の法解釈からわずか9日の間に、行政長官が報告書を全人代常務委に提出し、政治体制改革の主導権は再び中央に投げ返されることとなった。全人代常務委は次回の定例会議を6月に予定していたが、それを待たずに4月25日・26日に特別会議を開催し、董建華が提出した政治体制改革の報告書を議論した。全人代常務委は行政長官選挙の委員数の増加・立法会の直接選挙議席の増加を例に挙げ、香港特別行政区が成立して以来、香港市民が享受している民主的権利はかつてないほど大きいものであり、かつ、返還後の立法会議員選挙において、直接選挙選出の議員数は相当の割合で増加しており、地域別直接選挙選出の議員数と職能団体別選挙選出の議員数が同数となった時点で、香港社会全体、特に行政主導体制に対してどのような影響が出るかについては、実践して見てみる必要があると指摘した。さらに、目下香港社会各界において、2007年以降の行政長官・立法会選挙の方法については意見の隔たりが大きく、幅広いコンセンサスは形成されていないとして、行政長官・立法会の全面普通選挙の条件はまだ満たされていないとした。その上で、全人代常務委は、2007年の行政長官選挙・2008年の立法会議員選挙の方法について、以下の決定を下した。

- (1) 2007年の第三期行政長官選挙においては、普通選挙を実施しない。2008年の第四期立法会議員選挙においては、全面普通選挙を実施せず、職能団体別選挙で選出される議員数と、地区別直接選挙で選出される議員がそれぞれ半数を占めるという比率は変更せず、立法会の法案・議案の表決手続きも変更しない¹⁶⁾。
- (2) 上記(1)に反しない前提の下で、2007年の行政長官選挙・2008年の立法

16) 基本法付属文書2は、立法会の法案・議案表決手続きについて、政府が提出する法案は、会議出席の全議員の過半数の票を得た場合に可決される、一方、立法会議員個人が提出する議案・法案・政府法案への修正案は、いずれも(1)職能団体選出の議員、(2)各区の直接選出および選挙委員会選出の議員の両集団で、それぞれ会議出席議員の過半数で可決されねばならないとしている。全人代常務委はこの方式も2008年には改正しないことを決定した。

会議員選挙の具体的方法は、「順序ある漸進」に適う適当な修正を行うことができる。

その後も民主派は普通選挙の要求を続けているし、また、2007年・2008年の選挙方法が、普通選挙に至らない範囲で改正される可能性は残されているが、全人代常務委の決定に反して普通選挙が実現する可能性はほぼゼロに等しく、2003年7月1日以来の普通選挙要求は、ここにおいて否定されることとなった。

3. 普通選挙を認めない理由－中央関係者の発言から

上述の通り、中央は最終的に、自ら主導権を発揮して、2007年・2008年の普通選挙を否定した。この保守的な決定を行うまでの過程において、中央はどのような論拠を持ち出したのであろうか。2003年以来の民主化論争において、中央政府関係者・香港の親中派の者などの中央関係者が行った発言を分類することによって、中央が香港の普通選挙を認めない理由を分析してみたい。

(1) 安定優先論

中央関係者から非常に良く聞かれたのは、香港の安定を優先しなければならないとの議論であった。喬曉陽全人代常務委副秘書長は、全人代常務委が基本法を解釈した理由について、法解釈を行わずに政治体制改革論争を続けさせることは、すでに香港の社会の安定・経済の回復に影響を与えており、社会のエネルギーを分散させており、早く法解釈を行うべきだとの香港地区全人代代表の提案を受けたと説明している¹⁷⁾。陳佐洱國務院香港マカオ弁公室常務副主任は、普通選挙を行わないという全人代常務委の決定について、これは香港の絶対多数の市民の根本利益に有利であり、香港の繁栄と安定に有利であり、香港政治の長期の安定に有利であると説明している¹⁸⁾。

17) 『明報』、2004年4月7日。

18) 『明報』、2004年4月29日。

民主化運動の発端となったのは2003年7月1日のデモであった。デモ・街頭での政治活動に対し中国中央は極めて神経質であり、その取り締まりを正当化する理論として利用されるのが安定優先論であった。1989年2月26日、鄧小平は北京でブッシュ米大統領と会談し、「中国の問題においては、一切を圧倒して必要なのは安定である」と語った。1990年6月4日、即ち「天安門事件」一周年当日の『人民日報』においては、「安定が一切を圧倒する」と題する社説が掲載され、以来しばしばこの論は引用されている¹⁹⁾。7月1日のデモは、暴力事件や破壊活動に繋がったわけではないが、デモ直後の7月21日、温家宝首相は北京訪問中のブレア英首相に対し、安定し繁栄する香港は、中国の利益であるだけでなく、外国の香港における利益にとっても有利であり、外国が香港の安定を利することを多くやって欲しいと述べ²⁰⁾、デモ後の香港の安定に配慮するよう求めている。中央関係者の発言から、中央はデモのみならず、政治体制改革をめぐる論争すら、安定を損ねる要素と考えていたことが分かる。

香港の繁栄と安定は、中央だけでなく、香港にとっても、さらに外国投資者等にとっても、幅広い利益であるはずである²¹⁾。しかし、香港の民主派は、民主化が安定を損ねるとの論には賛成しない。民主派に近い主張を展開している陳文敏香港大学教授は、今の政治制度が市民の不満を解消できなければ、社会の安定・経済発展に悪影響が出るだろうと主張し、幅広い代表性のある政治が社会の安定と経済発展により有利であるとの意見を述べる²²⁾。即ち民主派は、安定のためには民主化が必要と主張する。

19) 李谷城『中国大陸政治術語』、中文大學出版社、1992年、532-533ページ。

20) 『明報』、2003年7月22日。

21) 筆者は香港の繁栄と安定が、中央と香港の共通の目標として、中国大陸と香港の関係を規定してきたとの仮説に基づき、両者間関係を分析することを提唱している(倉田徹「一国二制度」下の中国－香港関係』『アジア研究』、第49巻第4号(2003年10月)、26-43ページ)。

22) 『明報』、2003年12月10日。

これに対し、中央関係者の発言にある「安定」とは、主として社会の安定、即ち、簡単に言えばデモのような事態が発生しないことと、政権の安定、即ち政府に対する挑戦がないことを意味しているようである。前者は、例えば鄒哲開中央政府駐香港連絡弁公室副主任が、「目下香港に最も必要、最も重要なものは安定である。安定した局面がなければ、香港は躍動の都から、動乱の都に変わってしまうかも知れない」と発言したこと²³⁾に、後者は、基本法の権威である蕭蔚雲北京大学教授の、「政治が安定しなければ、どうやって経済を発展させることができようか。議員が主要な高官に対して不信任票を投じるのは、『基本法』に合わない」との発言²⁴⁾に現れている。

(2) 奪権闘争論

民主化の要求自体を、民主派が香港の権力を奪取するための目的であると見なし批判するという、「奪権闘争論」も一部から聞かれた。

「一国両制研究中心」総裁で、香港地区政協委員である邵善波は、「民主派は施政の困難の原因を行政長官が普通選挙で選ばれていないことに帰結させ、……普通選挙がなければ問題を解決できないとの説を奨励し、さらに民意によって特區政府と中央政府を圧迫して、……彼らが政権を獲得するという目的を達成しようとしている²⁵⁾」と述べている。

また、香港における代表的な中国共産党系の新聞である『大公報』に掲載された「林奮儀」の署名による文章では、「民間人権陣線」が2003年7月1日のデモを起こしたり、立法会を包囲したりしたことを、「明白に中央との対抗を続け、香港を攪乱し、混乱の中で権力を奪取する意図である」と論じている²⁶⁾。

また、香港誌『東周刊』は、2003年7月3日に共産党中央政治局常務委が拡大会

23) 『明報』、2003年8月7日。

24) 『明報』、2004年1月17日。

25) 『明報』、2003年11月26日。

26) 『大公報』、2003年7月28日。

議を開催し、「香港で奪権を行おうとしている者がいる」ことが議論されたと報じている²⁷⁾。

これらから見て取れることは、中央政府が民主派の活動を、単に民主政治を要求するものではなく、香港の政権奪取が根本的な目的であると見ていた可能性である。そうであるとすれば、中央指導者が7月1日のデモで窮地に陥った董建華を、7月19日からの北京訪問の機に強く支持すると表明したことは理解しやすい。

中央関係者は中央政府の行政長官任命権の重要性を強調する。蕭蔚雲は、「中央の任命権は形式的なものではない。(基本法起草)当時、行政長官と主要高官の任命は、香港人が選び出した者を、中央は絶対に任命せねばならない、(中央の任命は)形式上の任命に過ぎず、実際には(香港人の選出を)否定できないとないと見ている者もいたが、起草委員会は同意しなかった。……(中央は)任命をすることもできれば、任命しないこともできる」と述べている²⁸⁾。筆者はかつて中央の意図が香港の行政機関の選出に大きく反映されていることを指摘したが²⁹⁾、行政機関の選出に対する影響力を放棄することを中央が望まなければ、普通選挙を認められないのは当然のことであった。

(3) 外国介入論

民主化を西側諸国による中国転覆の口実と考え、民主派の行動をそれと結託した動きであると批判する論も多く見られた。例えば、新華社は2004年2月24日、『瞭望』誌副編集長の湯華による署名論文を掲載したが、その中において湯華は、香港の統治に携わっている者の一部に、「民主」を推進することに名を借りて、西洋を頼り、外部勢力が中国および香港特別行政区内部の事柄に干渉することを支持したり、果

27) 「政争300日絶密内幕」『東周刊』、2004年5月26日号、20ページ。

28) 『明報』、2004年1月17日。

29) 倉田徹「香港政治の「二つの制度」－香港の行政・立法関係－」『中国研究月報』、648号(2002年2月)、1-15ページ。

ては呼び込んだりしている者がいると指摘している³⁰⁾。

全国政協常務委員で、香港の左派の長老的存在である徐四民は、民主派を「中央政府が法に基づいて選出した政府は要らず、外国の政治勢力を背景とした『政府』が欲しいと言っている」と批判している³¹⁾。

1989年の「天安門事件」以後、中国中央は民主化運動を「和平演変」の陰謀として拒絶している。1991年8月16日の『人民日報』は、「和平演変に抵抗する鋼鉄の長城を築き上げよう」との評論員論文を掲載し、1989年の動乱と北京で発生した反革命暴乱は、全党と全国の人民に忘れがたい教訓となった、国内外の敵対勢力は和平演変の目的を実現するために、政治・経済・文化の各方面から浸透しており、浸透しない部分はないと述べ、注意を促している。

香港の民主派有力議員が、繰り返し民主化運動への支持を求めて訪米・訪英などしていることは、しばしば中国側の批判的となった。特に、「愛国」論争が過熱化する中、2004年3月に、民主党の李柱銘ら民主派立法會議員3名が、アメリカ上院外交委員会東アジア・太平洋小委員会の「香港の民主の状況」公聴会に出席したことは、中央から猛烈に攻撃された。楊文昌外交部駐香港特派員は、李柱銘がアメリカ議会の少数の右翼・反中分子と結託し、中米関係に問題を起こしていると批判した³²⁾。香港・マカオ担当の唐家璇國務委員は、李柱銘らの行動を「外国に廟を拝みに行き、西洋菩薩にでたらめを言ってもらおうようお願いしてきた」「天下の大滑稽事である」と批判した³³⁾。安民商務部副部長は、李柱銘の父・李彦和が国民党の將軍であったことを指摘し、「父親の代から共産党と闘争を始めた」、「正常な者ならば（李柱銘の行為が）香港に不利だと分かるはずだ、売国が香港に良いわけがあるか」と批判した³⁴⁾。これらからは、中央の民主化＝「和平演変」の外国の陰

30) 「切實保證以愛國者為主體的港人治理香港」(2004年2月24日付新華社ニュースター)

31) 「提高政治嗅覺喚醒民衆的幾點意見」『鏡報』、2004年2月号、4ページ。

32) 『明報』、2004年3月4日。

33) 『明報』、2004年3月5日。

34) 『明報』、2004年3月8日。

謀との発想の根強さが伺われた。

(4) 香港独立論

また、民主化運動を香港の独立と結びつける論調も見られた。朱育誠国務院発展研究中心港澳研究所長は、一部の香港人が中央の権威に挑戦し、香港の政治体制問題における主導的地位から極力中央を排斥しようとしているのは、ほかに目的があつてのことであると指摘した。「彼らは……民主と香港の前途のためであると主張しているが、実際には香港を独立か、半独立の政治実体にしよう企図しているのであり、高度の自治を完全な自治に変えようとしているのである」と朱育誠は語っている³⁵⁾。「港澳研究所」は、2004年3月に設立された機関であり、朱育誠は元新華社香港分社副社長である。また、朱育誠は曾慶紅の北京101中学の同級生であり、研究所の設立と朱育誠の所長就任は、曾慶紅自身の抜擢によるとも言われている³⁶⁾。そのため、朱育誠の発言は、中央政治局常務委において香港問題を担当している曾慶紅の意思を反映しているのではないかとの憶測があつた。

民主化を「独立」と結びつける発想は、中央においては古くから見られた。錢其琛元外相は回顧録『外交十記』において、イギリスが返還前の香港で実施していた立法評議会への選挙制度の導入・拡大などの「代議政治体制改革」に対する疑念を、以下のように述べている。

「代議政治体制改革」の目標は、言ってしまうと行政主導を立法主導に変え、立法機関の権力と地位の向上によって行政機関を制約し、最終的に中国に返還された後の香港を一つの「独立した実体」に変え、祖国と引き離し、長期にわたってイギリスの香港における政治・経済的利益を守ることを利するようにならうというものである³⁷⁾。

35) 『明報』、2004年5月16日。

36) 『明報』、2004年3月9日。

37) 錢其琛『外交十記』、三聯書店、2004年、293ページ。

返還後の現実において、香港を主権独立の国家にしようという意識は、香港市民の中には皆無に等しい。それにも関わらず、中央が香港の民主化を独立との関連で論じる背景には、台湾問題の存在が大きいと考えられる。台湾では民主化の進展の結果、「分裂中国国家の分裂体としての境域の中に一つの『国民』を塑像しようとするプロジェクトを浮上させている³⁸⁾」。即ち、台湾独立を党綱領に掲げる民進党の陳水扁が2000年3月18日に総統に当選し、中央は陳水扁の台湾政治における様々な動きを漸進的台湾独立であるとして警戒を強めている。香港問題に関しても、「香港の一部の勢力が、23条立法と政治体制改革において、『台独』の分裂勢力と相呼応し、意気投合していた。香港の一部勢力と台湾の民進党は共同で『政治を民に還せ』の旗印を掲げ、彼らの『一国』に損害を与え、反対しようと言う政治的な策略と目標を隠していた(全人代常務委曾憲梓)³⁹⁾」というように、台独勢力と香港の民主派がつながっていて、最終的に香港を独立に向かわせるとの疑念を持つ者が見られた。香港と台湾の状況は異なるが、中国でしばしば「港澳台」または「台港澳」という用語が使われることが示すように、中央は、香港問題と台湾問題を、いずれも歴史が残した国家分裂の問題として、同列視しがちである。

一方、朱育誠の発言に見られる「独立の政治実体」という言葉は、必ずしも主権独立の国家を打ち立てるという意味ではないとの見方もある。呉康民全人代香港地区代表は、「独立の政治実体」と、「香港独立(港独)」の間には、大きな差があると指摘している。香港独立とは、完全に中国の母体を離れ、主権独立の一つの国家になることであり、これは国内外の条件から見て、香港にとっては不可能なことであるが、「独立の政治実体」は、香港が中国の一部であり、中国の国旗・徽章を掲げ、国防・外交は中央が行うべきであるということを認めるものの、「高度の自治」の面での見方が、例えば香港内部のことには中央が一切関与すべきではないと考える

38) 若林正丈「台湾をめぐるアイデンティティの政治」毛里和子編『現代中国の構造変動7 中華世界—アイデンティティの再編』、東京大学出版会、2001年、273-274ページ。

39) 『明報』、2004年1月31日。

など、基本法の規定を多少超えている状態を意味すると呉康民は指摘する⁴⁰⁾。呉康民はまた別の文章で、独立の政治実体とは、五星紅旗を掲げる以外は一切を自分の思うようにやることであり、北京が必ずしも認められない行政長官を選出したり、政治体制改革では自分の思うようにやることができると考えたりすることであると指摘している⁴¹⁾。

(5) 大陸波及論

香港の民主化を中央が嫌う理由として、その大陸の政治に対する影響・波及を懸念するためとの説明はよくなされた。江沢民も、天安門事件後の共産党総書記就任から間もない1989年7月11日、「私は社会主義をやり、あなたは資本主義をやり、『井の水は河の水を犯さない』。私は香港・マカオ・台湾では社会主義をやらない。あなたも資本主義のやり方を大陸に持ち込んではいけない」と発言している⁴²⁾。ここで江沢民がいう「資本主義」が、資本主義社会の政治体制を意味していたことは、発言が行われた時期や、香港市民が北京の学生運動に対してとった支援の行動に照らしてみれば、およそ明らかであろう。

このため、中央が香港の民主化を許さない理由は、その大陸に対する影響を恐れているためであるとの議論は幅広く見られた。例えば王耀宗嶺南大学助教授は、香港の生活方式・自由・政治体制などは、中央が香港から大陸への影響を懸念している分野であり、すでに流行文化や法治の観念は大陸に影響しつつあると指摘し、政治体制までもが影響を与えはじめたら中央政府がそれを容認するかどうかは疑問であると述べている⁴³⁾。

しかし実際には、中央関係者から香港の民主化の大陸への影響を恐れる旨の発言はあまり聞かれなかった。全人代常務委の2007年・2008年普通選挙を行わない

40) 『明報』、2004年7月24日。

41) 『明報』、2003年11月28日。

42) 『人民日報』、1989年7月11日。

43) 『明報』、2003年9月22日。

決定の後、董建華行政長官が香港人は「香港の民主の発展が、中央と国家の利益・大陸の同胞の安危と福祉に与える影響」を十分理解せよと促しているが⁴⁴⁾、北京の関係者が香港の民主化の大陸への影響を直接語った例はあまり見られない。

その理由は様々に考えられる。一つには、実際に中央が、香港の民主が大陸内部の政治体制に直接影響を与える可能性を懸念していないということである。筆者は、返還後の香港に対し、中央が不干渉の姿勢を基本的に貫き、香港の民主派・親台湾派・法輪功などを放任できるのは、「一国二制度」により、疑似国境が香港と大陸の間に返還後も維持され、その「防壁」を利用して中央が望まない勢力の大陸への浸透を防止できるためであるとの分析を行った⁴⁵⁾。

他方、2003年以来の民主化運動においても、中央がその大陸への波及を防止しようとしていたことは確かである。例えば、大陸のマスコミが香港の2003年7月1日のデモを報じることは禁じられていた。広東省でも視聴可能の香港のテレビ番組は、広東省においてはデモ関連の映像の部分は番組内容を差し替えて放送した⁴⁶⁾。北京では香港紙「サウス・チャイナ・モーニング・ポスト」の7月2日版が、ホテルでも販売禁止になったという。この措置は20年来重大事件の時だけとられてきたとされ、中央がデモの風潮が大陸に伝播しないよう関心を持っていることを示した⁴⁷⁾。中央関係者の発言のレベルには現れないものの、中央が、民主化の大陸への波及を嫌う姿勢を持っていたことはここからも見て取れる。大陸に対する香港の民主の影響への懸念は、それが「本音」であるだけに、語るができないのかも知れない。

44) 『明報』、2004年5月7日。

45) 倉田徹、前掲論文、32-34ページ。

46) 『香港經濟日報』、2003年7月3日。

47) 『明報』、2003年7月5日。

4. 中央の限界

2003年から2004年にかけての香港の民主化運動では、中央は最終的には主導権を握って、香港の普通選挙を否定した。中央関係者の発言から、中央が香港の普通選挙に未だに様々な理由から大きな懸念を持っていることも明らかになった。しかし他方で、中央の政策決定の過程と、中央関係者の発言を見ると、中央の行動にもある程度限界が見える。

まず、政策決定の過程を見れば、2003年の7月1日デモの発生以来、2004年4月26日の全人代常務委の決定に到る過程において、約10ヶ月を要している。当初中央は、香港の経済状況を改善させることによって、民主化要求を鎮静化させることを希望しており、自らは香港の民主化に関しての発言や、態度表明を控えていた。この態度から、中央は、願うらくは香港の民主化問題が、中央の介入によらずに、香港内部で解決されることを期待していたことが読みとれる。しかし、区議会議員選挙の敗北により、中央はその直後から、胡錦濤の「高度の関心」表明や、法学者による発言などの形で、政治体制改革に「介入する」意志を明らかにした。しかし、その時期においても、2007年・2008年普通選挙の可能性を完全に否定するような発言は回避され、中央政治局レベルの最高指導者も意見表明をしなかった。最終的には、中央は3月20日の台湾総統選後、3月26日に全人代常務委の基本法解釈を発表し、4月26日に2007年・2008年普通選挙を行わない決定を下した。それまでの躊躇した決定過程と比較して、3月20日以降の中央の行動は敏速であり、陳水扁の当選が中央に与えた危機感と、「一国二制度」の台湾統一のモデルとしての効果への絶望感が、中央をやむを得ずの決定へと急がせたと見られる。つまり、中央は当初から香港の普通選挙を認める意思を持っていなかった可能性はあるが、それを露呈することは極力避けたいと考えていた可能性が高い。

次に、中央関係者の発言を見ると、すでに見てきたように発言は様々になされているが、中央政治局委員レベルの最高指導者は、全人代常務委の決定までの過程において、政治体制改革についての具体的な発言はほとんどしていない。先に触れた

胡錦濤の2003年12月3日の発言が、中央の「関心」を述べるに留めていたのは典型的であり、このような中央最高指導者の曖昧さのため、香港では中央の意思の推理ゲームが続くこととなった。また、全人代常務委の決定後の中央最高指導者の発言も、香港人の民主化要求を正面から否定するようなものではない。2004年4月28日、温家宝総理は、「我々が『基本法』の中に定めた、最終的に行政長官と立法会の普通選挙に至るという目標に変化はない。ただし、それには過程が必要である」と発言している⁴⁸⁾。翌29日、香港からの代表団と会った曾慶紅国家副主席は、「香港の一部の者が（全人代常務委の）『法解釈』と『決定』を受け入れられないことは理解している。しかし、徐々に分かってもらえるであろう。なぜなら、中央は完全に香港のために良かれと思って、香港の長期の繁栄と安定のためにやっているからである」、「全人代常務委の『決定』は香港の民主の門を閉ざしたものではない……ただ、香港人の要求自体からはいくらかの距離があったかも知れないというだけである」と述べている⁴⁹⁾。

ここから、香港の普通選挙を否定するにあたっての、中央の限界を見て取れる。基本法が最終目標としている普通選挙を求める声を、中央は無下に不合理と批判することはできない。また、中央は、西側諸国のモデルによる民主政治を中国に移植することに対しては一貫して否定的であり続けているが、「民主」の必要性を否定することはしていないし、できないと見ている。例えば、「求是」誌に掲載された、中央社会主義学院副院長甄小英と、中央党校博士課程の学生李清華による「党内民主によって人民民主を推進しよう」との論文は、断固として党内民主によって人民民主を推進し、中国の特色ある社会主義民主政治の発展の道を行くことは、目下真剣に研究し、解決する必要がある重要課題であると指摘している。「目下、政治の民主化の波は全世界を席卷しており、……これは我が党がいかに時代の潮流に順応しつつ、かつ他国の方式をただ模倣することなく、即ち、中国の国情に立脚しつつも、人類

48) 『明報』、2004年4月29日。

49) 『明報』、2004年4月30日。

の政治文明の有益な成果を吸収し、鑑とし、中国の特色ある社会主義民主化の道を行くかということに対し試練となっている」との指摘からは、西欧型デモクラシーの中国への移植には反対しつつも、中国においても何らかの形での「民主」の拡大が必要であるとの認識が読みとれる⁵⁰⁾。このような背景から、2003年以来の香港の民主化運動に対しても、中央の普通選挙を否定する決定は、躊躇を経て行われざるを得なかったのである。

おわりに

胡錦濤新政権が最初に直面した具体的な民主化問題と言える香港の民主化問題は、結局のところ、中央が自ら主導して、かなりの程度保守的な決定を下すという形となった。その際に中央関係者が提起した理由を分析することで、中央が民主化に対して持っている考え方の一端を知ることができた。

まず、筆者は中央の普通選挙に反対する理由を、安定優先論・奪権闘争論・外国介入論・香港独立論・大陸波及論と初歩的に分類した。ここから言えることは、中央が普通選挙に反対する理由は、香港内部のレベル・中央-地方関係のレベル・国際関係のレベルに及んでいるということである。香港内部のレベルにおいては、中央は普通選挙の急速な実施が香港の安定に悪影響するとの意見を提起した。また、民主化運動を「愛国」陣営と民主派の間での奪権闘争とも受け取り、普通選挙の容認は香港を民主派に乗っ取られることに繋がるとの発想も見えた。中央-地方関係のレベルでは、香港が「独立の政治実体」になる、即ち、自立傾向を強めて、中央の意にそぐわない行動に出ることへの懸念が強く表明された。また、国際関係のレベルでは、民主化は外国が中国の内政に影響を与える手段であるとの認識が見られた。これらの論理は、相互に関連しあい、中央が普通選挙を拒む理由を補強しあっている。

次に、香港の民主化問題は、中央が集中的に民主化問題に対して意見表明と政

50) 甄小英・李清華「以党内民主推進人民民主」『求是』、2003年12号、33-35ページ。

策決定を強いられたという点においては、1989年天安門事件以来の事態であったとみることもできるが、これに際して持ち出された理由は、14年の時間差と政権交代を経ても、かなりの程度、以前から中央がしばしば持ち出している理由の反復であった。「安定が一切を圧倒する」、「和平演変」、「独立した実体」などの論理や、香港の大陸に対する影響を防止しようとする政策決定は、1989年以後の一貫した中央の態度であり、「民主化」に対する中央の拒絶反応の強さが再確認された。「胡・温の新政」と称される新政権の「新しい」特徴は、これらからは見られない。

また、普通選挙の否定の際に使われた用語の意味を、中央がかなり厳格な定義によって解釈していることも分かった。例えば、「安定」とは、政権の交代を認めた上での社会の安定ではなく、政権に対する脅威がないことを示している。「独立」とは、主権独立の国家を打ち立てるという意味に限らず、中央の制御が及びにくくなることを意味している。「愛国」とは、漠然と中国を愛することではなく、現政権に対する忠誠を求める言葉である。これらの用語の解釈は、香港内部で論争となった。香港の民主化を求める勢力にとっては、これらの論争は、中央の民主化に対する憂慮の強さを再認識する機会となった。

その一方で、中央の政策決定には、民主化の否定に対する限界も見られた。香港市民の普通選挙要求を正面から否定することは最後まで回避し、政策決定はかなりの躊躇をもってなされている。全人代常務委の決定後も、中央指導者の発言は香港市民の要求に理解を示し、2007年・2008年は普通選挙を行わないにしても、最終的には普通選挙を実現することを約束するという、ソフトなものになっている。デモに対しても、それを「動乱」というような定義で批判することは極力避けた。

中央は「民主化」に対して大きな憂慮を持ちつつも、その表出には躊躇をせざるを得ない。特に香港の民主化問題においては、最終的に普通選挙を約束していることや、「一国二制度」の限界から、強硬な政策をとることには大きなリスクが伴う。したがって、今後においても、中央は民主化問題に対しては、要求の懐柔と圧迫を取り混ぜた態度をとり続けることになるであろう。

(筆者は在香港総領事館専門調査員)